

第 24 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 令和元年6月24日(月) 14:00～

ところ 新得町役場 3階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副会長の指名について

副会長 _____

4 新委員の紹介

5 報告事項

報告第1号	新得町地域公共交通活性化協議会規約の廃止 及び町要綱制定	・・・	1
報告第2号	経過報告	・・・	5
報告第3号	平成30年度新得町地域公共交通活性化協議会 会計決算及び監査報告について	・・・	6
報告第4号	平成30年10月～平成31年3月のコミュニ ティバス利用状況について	・・・	7

6 議 題

議案第1号	地域内フィーダー系統確保維持計画について	・・・	10
-------	----------------------	-----	----

7 その 他

(参考) 地域公共交通の現況

- ・ JR石勝線(新得駅) 札幌方面11本
- ・ JR根室本線(新得駅) 帯広方面23本、富良野方面5本
- ・ 北海道拓殖バス(株) 新帯線(1日5往復)、屈足線(1日2往復)、
上佐幌線(1日1往復)、屈足早朝便(1日2便)、
通院線(週2便(火曜・金曜))
- ・ スクールバス 町内小中学校向け(5路線、うち2路線は路線バ
スを活用)、支援学校向け(1路線)

8 閉 会

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和元年6月24日現在

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	金 田 將	会長
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	谷 津 臣 則	新
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	田 中 孝 幸	
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	業務部長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	樋 口 守	
7		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	高 橋 敏 朗	
8	利用者代表	新得町商工会	会長	湯 浅 悟 史	
9		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
10		新得町観光協会	会長	安 田 昌 行	新
11		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	赤 木 英 俊	
12		しんとく町女性の会	会長	中 井 由 利 子	
13		新得市街地区連合町内会	会長	海 老 名 宏 之	
14		屈足連合町内会	会長	安 久 津 充 政	
15	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	笹 治 忍	
16	警察	新得警察署	地域課兼交通課長	小 川 大 悟	
17	北海道	十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	千 葉 敬 貴	新
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	東 川 恭 一	
	事務局員	新得町地域戦略室	室長補佐	福 原 浩 之	
		新得町地域戦略室地域戦略係	係長	清 野 能 伸	
			主事	本 田 浩 平	
			主事	西 尾 亜 衣	

地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた公共交通のあり方について協議を行うため設置する地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 国土交通省が定める、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第3条第5項に関する事。
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に関する事。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事。
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事。

(委員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
- 4 委員のうち別表1に掲げる住民・利用者代表者等に対しては別に定める謝礼を支払うものとし、その他の委員については無報酬とする。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、新得町のホームページ等を利用して公表する。
- 7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、新得町地域戦略室内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、地域戦略室長、地域戦略係員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、用途、形状、寸法及び保管責任者は別表2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、町において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	団体	委員
計画を策定する町	新得町	副町長
関係する公共交通事業者等	北海道拓殖バス株式会社	代表又は代表が指名する者
	新得ハイヤー有限会社	
	北海道旅客鉄道株式会社新得駅	
	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	
道路管理者	帯広開発建設部	部長が指名する者
	十勝総合振興局帯広建設管理部 鹿追出張所	所長が指名する者
運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局	支局長が指名する者
警察署	釧路方面新得警察署	署長が指名する者
北海道	北海道十勝総合振興局	振興局長が指名する者
住民・利用者代表等	新得町商工会	代表又は代表が指名する者
	屈足商工振興協議会	
	新得町観光協会	
	新得町社会福祉協議会	
	新得町女性団体連絡協議会	
	新得市街地区連合町内会	
	屈足地区連合町内会	

別表2（第8条関係）

公印の名称	用途	形状	寸法	保管責任者
新得町地域公共交通活性化協議会会長印	会長名をもって発する文書	新得町地域公共交通活性化協議会会長印	方18	地域戦略室長

経過報告（第22回協議会以降）

平成31年

4月 1日 総合公共交通時刻表の全戸配布
新得と鹿追方面を結ぶ路線バスの増便（新得支援学校の通学生対応便）

令和元年

5月14日 第23回新得町地域公共交通活性化協議会（書面会議）の開催

6月 1日 新得町地域公共交通活性化協議会設置要綱の制定

報告第3号

平成30年度新得町地域公共交通活性化協議会会計決算報告について

平成30年度新得町地域公共交通活性化協議会会計決算について、下記のとおり報告する。

【 歳 入 】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	798	798	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	0	
合計			798	798	

【 歳 出 】

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	
	2 事務費	1 事務費	0	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	798	0	
合計			798	0	

平成30年度新得町地域公共交通活性化協議会会計について、令和元年6月19日に、収支伝票、預金通帳等を監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

令和元年6月19日

監事

中井 由利



監事

匂坂 渉



報告第4号

平成30年10月～平成31年3月のコミュニティバス利用状況

1. 1日あたりの乗車数 <別紙1>

(1) 総計（新得市街地+屈足地区）

平成30年10月から平成31年3月にかけて、前年度同月と比較する利用者が減少している月が多く見られる。目標を32.7人/日（10月～11月、4月～7月）及び、33.1人/日（12月～3月）と設定しているが、目標を下回っているため、利用者を増やすための取り組み等が必要であると考えられる。

(2) 新得市街地

各バス停の乗降者数から推測すると、西地区から東地区へ、日常の食料や日用品の買い物目的に利用する方が多く、午前中の2便、3便を利用する方が多い。

(3) 屈足地区

特に通院目的、会合やクラブ等で利用される方が多く、路線バスと相互利用している方が多いと思われる。

新得市街地と比較すると、乗車人数の多い便が多くを占めている。屈足地区では午前中の1便と午後の4便を利用者する方が多い。

(表1 補助年度別月別1日当たりの利用者数 (単位:人/日))

	H30 補助年度			H31 補助年度		
	新得市街地	屈 足	合 計	新得市街地	屈 足	合 計
10月	16.5	17.1	33.6	14	14.6	28.6
11月	19.9	13.1	33	18.8	12.2	31
12月	23.8	12.9	36.8	23.9	12.5	36.3
1月	20.3	12	32.3	19.6	12.2	31.8
2月	22	12.5	34.5	22.8	16.1	38.9
3月	18	10.8	28.8	17.2	13.4	30.6
4月	17.7	11.9	29.5			
5月	17.6	14.6	32.2			
6月	16.4	13.9	30.3			
7月	14.8	12.4	27.2			
8月	15.7	9.8	25.5			
9月	16.2	12.7	28.9			

2. 利用の多いバス停（各地区上位3か所）

(1) 新得市街地

- ・西地区：新得駅、相馬商店、フクハラ
- ・東地区：なごみ、新得クリニック、エーコープ前

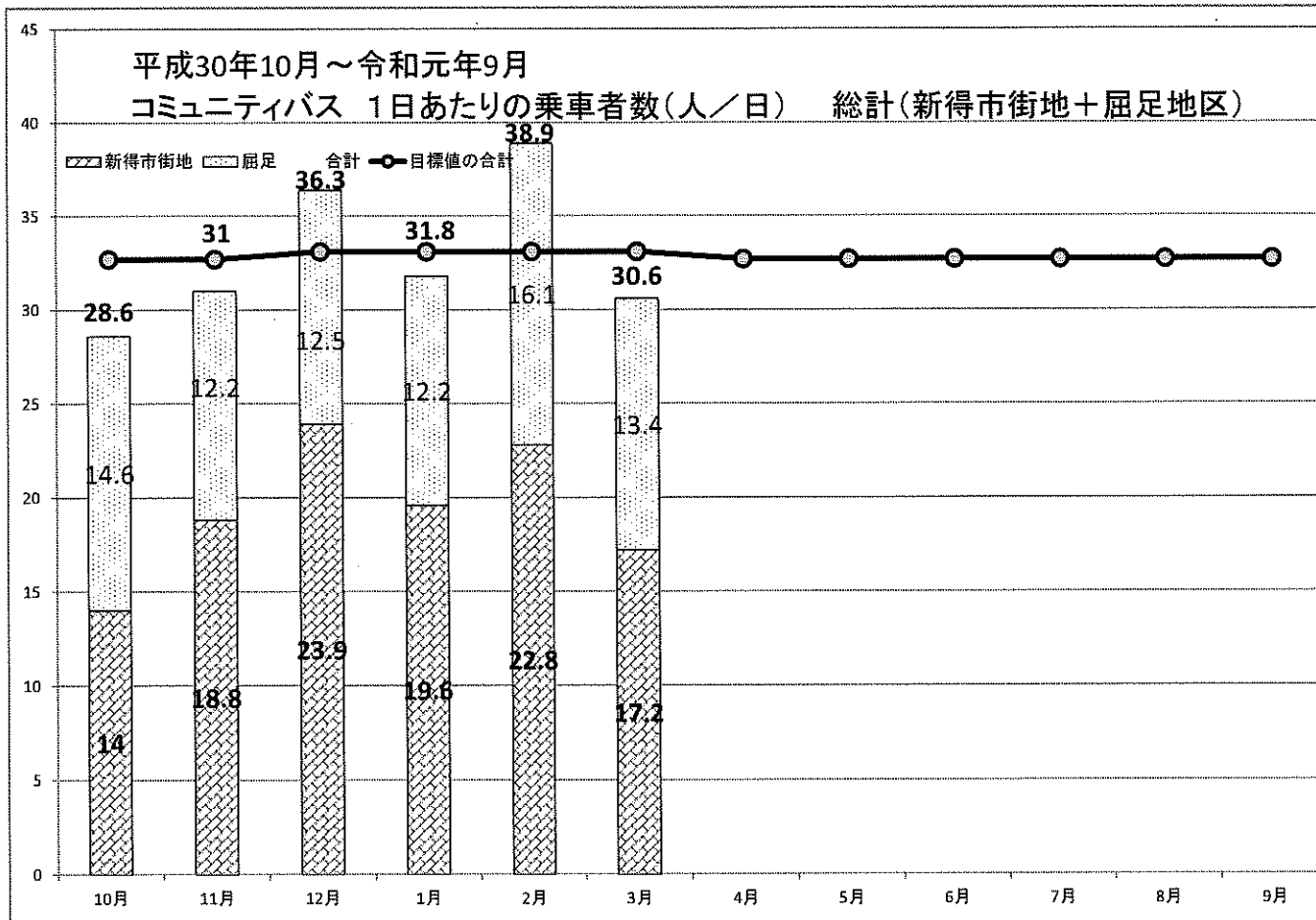
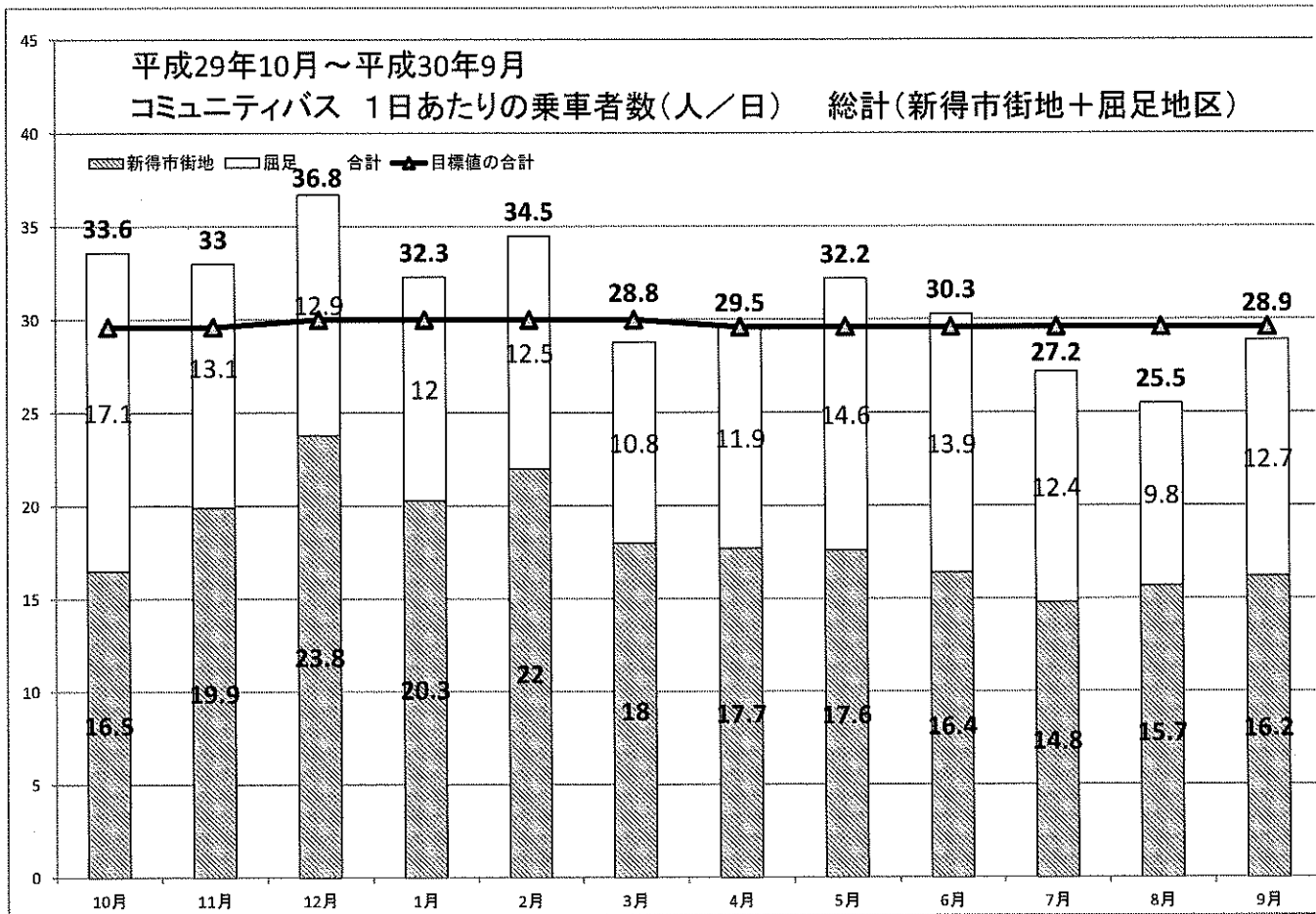
(2) 屈足地区：屈足22号、新得郵便局、総合会館前

<参考> 屈足早朝便の利用状況（コミュニティバス車両使用）

1 便については、屈足から帯広方面の高校へ通う学生のうち、始発列車を利用する学生の利用により、最大で6名が利用している。

2 便については、屈足から帯広方面の高校へ通う学生や町外へJRを利用して通院する方の利用により、最大で11名が利用している。

利用の多いバス停は、フクハラ屈足店、幸町4丁目、総合会館となっている。



令和 元年 6月 日

(名称) 新得町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称																								
新得町地域内フィーダー系統確保維持計画																								
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																								
<p>新得町は、JR石勝線、根室線を走る列車が交差する新得駅があり、鉄道交通は、帯広方面、札幌方面へ重要な交通手段となっています。また路線バスは、新得市街地から屈足市街地、他町の清水町、鹿追町、音更町、帯広市へ運行しており、幹線の交通については、一定の公共交通サービスを充足しているものと考えられていましたが、幹線へつなげるフィーダー交通がないため、住宅地と幹線交通の駅や停留所に距離があり、公共交通が利用しにくい状況となっていました。</p> <p>この状況を踏まえ、平成24年度に、10月、2月にコミュニティバスの実証運行を行ったところ、多くの方に利用され、住民の移動手段として、公共交通の必要性が十分確認されました。平成25年10月からコミュニティバスそばくるが運行開始し、多くの方に利用され、住民の移動手段としての公共交通の必要性が十分に確認されています。JRや既存路線バスの幹線交通との接続を充実させたフィーダー交通（コミュニティバス）の確保維持は不可欠となっています。</p> <p>住民が将来にわたって住み続けたいと思われる町を実現するため、また、今後のさらなる高齢化に向けた対策としても、コミュニティバスそばくるは、重要な役割を担っています。</p>																								
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																								
(1) 事業の目標																								
<p>平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成29年4月から平成30年3月までのコミュニティバスの実績を基に、目標を設定しました。令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成30年4月から平成31年3月までのコミュニティバスの実績を基に、4月～11月の積雪がない期間については、実績の2%増の目標を設定し、コミュニティバスの利用促進策等により目標の達成を目指します。</p> <p>目標（令和元年10月～令和2年9月 コミュニティバスの利用者数）</p> <p>○4月～11月（積雪のない期間）</p> <table> <tr> <td>新得市街地</td> <td>16.4人/日（実績）</td> <td>→</td> <td>16.7人/日（目標）</td> </tr> <tr> <td>屈足地区</td> <td>12.8人/日（実績）</td> <td>→</td> <td>13.1人/日（目標）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29.2人/日（実績）</td> <td>→</td> <td>29.8人/日（目標）</td> </tr> </table> <p>○12月～3月（積雪のある期間）</p> <table> <tr> <td>新得市街地</td> <td>20.9人/日（実績）</td> <td>→</td> <td>20.9人/日（目標）</td> </tr> <tr> <td>屈足地区</td> <td>13.6人/日（実績）</td> <td>→</td> <td>13.6人/日（目標）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34.4人/日（実績）</td> <td>→</td> <td>34.4人/日（目標）</td> </tr> </table>	新得市街地	16.4人/日（実績）	→	16.7人/日（目標）	屈足地区	12.8人/日（実績）	→	13.1人/日（目標）	合計	29.2人/日（実績）	→	29.8人/日（目標）	新得市街地	20.9人/日（実績）	→	20.9人/日（目標）	屈足地区	13.6人/日（実績）	→	13.6人/日（目標）	合計	34.4人/日（実績）	→	34.4人/日（目標）
新得市街地	16.4人/日（実績）	→	16.7人/日（目標）																					
屈足地区	12.8人/日（実績）	→	13.1人/日（目標）																					
合計	29.2人/日（実績）	→	29.8人/日（目標）																					
新得市街地	20.9人/日（実績）	→	20.9人/日（目標）																					
屈足地区	13.6人/日（実績）	→	13.6人/日（目標）																					
合計	34.4人/日（実績）	→	34.4人/日（目標）																					

<p>(2) 事業の効果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車を持たない、または利用できない高齢者等の交通弱者の通院や買物等を目的とする生活交通が確保され、外出機会の促進が図られる。 ・ 幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通の利用拡大を図り、安全で安心して暮らせる交通環境を確保する。
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>コミュニティバスの利用方法等を町広報誌に掲載することで周知を図る (町)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>別紙「表1」参照</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>新得町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>北海道拓殖バス株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>運転手により利用者数を記録し、事業者が集計し、協議会へ報告。</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</p>

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別紙「表5」及び「交通不便地域の区分地図」参照
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

<p>※該当なし</p>	
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>① 車両の代替による費用削減等の内容</p> <p>※該当なし</p>	
<p>② 代替車両を活用した利用促進策</p> <p>※該当なし</p>	
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p>	
<p>(1) 平成 31 年 1 月 17 日（木） 第 22 回新得町地域公共交通活性化協議会 主な内容 ・地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について</p> <p>(2) 令和元年 5 月 14 日（火） 第 23 回新得町地域公共交通活性化協議会（書面開催） 主な内容 ・新得町コミュニティバス運賃（協議運賃）の変更について</p> <p>(3) 令和元年 6 月 24 日（月） 第 24 回新得町地域公共交通活性化協議会 主な内容 ・地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について</p>	
<p>18. 利用者等の意見の反映状況</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 10 月全町民へ公共交通に関するアンケート実施 ・平成 24 年 10 月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施 ・平成 25 年 2 月コミバス実証運行時に利用者へアンケート実施 ・平成 26 年 11 月コミバス運行時に利用者へアンケート実施 ・平成 30 年 1 月無作為抽出した町民へアンケート実施 ・利用者代表である当協議会の委員からの意見を反映 	
<p>19. 協議会メンバーの構成員</p>	
<p>関係都道府県</p>	<p>北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課</p>

関係市区町村	新得町地域戦略室
交通事業者・交通施設管理者等	北海道拓殖バス株式会社、新得ハイヤー有限会社、北海道旅客鉄道株式会社新得駅、十勝地区交通運輸産業労働組合協議会、帯広開発建設部道路計画課、十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所
地方運輸局	帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新得警察署、利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 上川郡新得町3条南4丁目26番地

(所 属) 新得町役場地域戦略室地域戦略係

(氏 名) 西尾 亜衣

(電 話) 0156-64-0521

(e-mail) chisen@town.shintoku.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	經由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
新得町	北海道拓殖バス(株)	(1) 新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	往(循環) 復 11.9km	293 日	1,465.0 回		路線定期運行	②(1)	③
		(2) 屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	往(循環) 復 24.2km	293 日	879.0 回		路線定期運行	②(1)	③
						往 km 復 km	日	回				
						往 km 復 km	日	回				
						往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新得町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	6,288
交通不便地域	6,288

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,288	新得町全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
6,288	$6288人 \times 120 \times 1 + 200万円 = 2754千円$	2,754,000 円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

新得町長様

住所 河東郡音更町字然別北5線西37番地
 申請者 会社名 北海道拓殖バス株式会社
 氏名 代表取締役 中木雄三郎

令和2年度 新得町コミュニティバス運行事業補助金交付申請・実績報告書 シミュレーション

令和2年度新得町地域公共交通活性化協議会路線補助金の交付を関係書類を添えて、次のとおり申請致します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
2	金7,738,000円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

新得町地域公共交通活性化協議会、地域内フィーダー系統確保維持計画の公共交通環境整備

3. 事業期間

令和1年10月1日から令和2年9月30日

4. 補助事業社の補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)】

補助対象期間の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	239,843 千円	営業外収益	2,686 千円	経常収益(イ)	242,529 千円
	営業費用	446,534 千円	営業外費用	198 千円	経常費用(ロ)	446,732 千円
	営業損益	△ 206,691 千円	営業外損益	2,488 千円	経常損益	△ 204,203 千円
補助対象期間の 実車走行キロ (ハ)	km 1,542,384.0	補助対象期間の サービス提供時間 (デマンドバス型)(ハ)	時間	経常収支率	54.28 %	

5. 平成29年度実績キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北北海道	289 円 .63 銭	293 円 .94 銭	284 円 .21 銭	157 円 .24 銭

7. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		計画実車走行キロ B	計画補助対象経常費用の見込額 二'×B以下の額:C	計画補助対象系統の経常収益の見込額 D
			起点	主な経由地	終点			A				
北北海道	第1号	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	293日	1,465.0回	往復 11.6km (平均) 11.6km	17,433.5km	4,954,775円	404,800円	
北北海道	第2号	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	293日	879.0回	往復 24.2km 24.2km	21,271.8km	6,045,658円	312,948円	
						日	回	往復 km km	km	円	円	
						日	回	往復 km km	km	円	円	
						日	回	往復 km km	km	円	円	
						日	回	往復 km km	km	円	円	
合計		2系統						往復 35.8km 0.0km 35.8km	38,705.3km	11,000,433円	717,748円	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経費の1/2 C-D×1/2=E	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) F	(令和2年度実績) 実車走行キロ B'	(平成31年度実績) 補助対象費用 C'	(令和2年度実績) 補助対象系統の 経常収益 D'	(平成31年度実績) 経常費用から経常 収益を控除した額 G	損失額から国庫補 助額を控除した額 G-F=H	市区町村 負担額
北北海道	第1号	2,274.5千円	/	17,433.5km	5,049,264円	404,800円	4,644,464円	/	/
北北海道	第2号	2,866.0千円		21,271.8km	6,160,951円	312,948円	5,848,003円		
		千円		km					
		千円		km					
		千円		km					
合計		5,140千円	2,754千円	38,705.3km	11,210,215円	717,748円	10,492,467円	7,738,467円	7,738,000円

運行費用額合計	令和2年度 国庫補助金額	損益額から国庫 補助額を控除し た額	令和元年度予算 新得町補助額	補助金額の内 年度予算に該当 させる額	運行費以外の補 助額	新得町に対する補 助申請額
10,492,467円	2,754,000円	7,738,467円		7,738,000円	0円	7,738,000円

【記載要領】

- 3の事業期間で算出した経費を基に新得町該年度の補助金額を算出すること。
別表の算出表を添付する事すること。
- (P)の運行費以外の補助額については別紙詳細を添付すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。